

がんばる事業者を 応援します！ ～町の産業振興制度～



本町の事業者数は612事業所、従業者数は5,704人（経済センサス活動調査、H28年確定値より）で、町内事業者の経済活動が本町の産業基盤を形成していますが、近年、事業者は人口減少による人手や後継者の不足、設備の老朽化など、さまざまな経営課題に直面しています。

町ではこれらの事業者を応援するため、「経営の安定化に向けた利子補給付きの特別支援制度」をはじめ、「事業所の拡張や設備投資面における支援制度」を設けています。10月からは、さらに企業立地を促進する制度の拡充を図っていきます。

1 当別町企業立地促進条例に基づく優遇制度

当別町では、本町の企業立地を促進するため、町内に事業所を**新設または増設する事業者**に対し、優遇制度を設けています。

この度、町内事業者の事業拡張を支援し、更なる産業の振興および雇用機会の創出に繋げるため、**対象業種を拡大するとともに、対象要件の緩和や優遇措置の拡充を図りました**（改正後の制度要件等は平成30年10月から適用となります）。制度の利用にあたっては、事前にご相談ください。

<対象となる業種>

- ・ 製造業（食料品・木製品・金属製品製造業等）
- ・ 卸売業（各種商品卸売業等）
- ・ 農業（水耕等の養液栽培による野菜作農業に限る）
- ・ 建設業・運輸業（道路貨物運送業等）・情報通信業
- ・ 電気、熱供給業・学術・開発研究機関

【10月から拡充】

- ・ 小売業（無店舗小売業を除く各種商品小売業等）
- ・ 宿泊業、飲食店 ※小売業、飲食店は面積要件あり

※対象業種は上記に限ったものではなく、細かく分類されていますので、お問い合わせください。

<優遇措置>

| 対象要件 | 優遇内容 | 助成額 | 上限額 | |
|--|--------------------|------------------------|--|-------------|
| ※ ¹ 事業所の新設に係る投資額が2,000万円以上であること ※ ² 事業所の増設に係る投資額が1,000万円以上であること ・ 町税の滞納がないこと ※ ¹ 新設とは… 町内に事業所を有していない事業者が新たに町内に事業所を設置すること。 ※ ² 増設とは… 既に町内に事業所を有している事業者が当該事業所を拡充し、または町内に新たな事業所を設置すること。 | 現行の優遇措置（10月から拡充含む） | 固定資産税の減免 | 3年間（飲食料品製造業は5年間） ・ 全額課税免除 | 各年度 1億円 |
| | | 正規雇用に対する助成 | 3年間 ・ 町民1人につき50万円 | 3,000万円 |
| | | 水道料金に対する助成 | 5年間 ← 従前は3年間 ・ 3年目までは全額補助 ・ 4、5年目は2分の1補助 ※1カ月当たり1,000m ³ 以上使用がある場合に限る | — |
| | | 町有地賃借料に対する助成 | 5年間 ← 従前は3年間 ・ 3年目までは全額補助 ・ 4、5年目は2分の1補助 | — |
| | | 法人町民税に対する助成 | 3年間 ・ 法人町民税（法人税割額）を全額補助（新規立地に限る） | — |
| | 10月から拡充 | 用地取得費に対する助成 | ・ 用地取得費の2分の1を補助（民有地を取得する場合に限る） | 3,000万円 |
| | | 用地賃借料の助成 | 3年間 ・ 用地賃借料の2分の1を補助（民有地を取得する場合に限る） | 年間 130万円 |
| | | 排水処理施設（浄化槽）設置に対する助成 | ・ 排水処理施設整備費用の2分の1を補助 | 100万円 |
| | | 再生可能エネルギー活用施設の設置に対する助成 | ・ 再生可能エネルギー活用施設の設置費用の2分の1を補助 例）太陽光パネルの設置など | 200万円 |



2 設備投資に係る固定資産税の特例制度

国において、中小企業者の設備投資を促進することを目的とした、3年間の臨時措置法に基づく新たな税制面での支援制度が平成30年6月に創設されました。本制度のポイントは、**中小企業者の新規取得設備にかかる固定資産税が「最大3年間ゼロ」**になることです（別途適用要件あり）。

町内の事業者が制度を活用するためには、

- ①必ず設備取得前に年率3%以上の労働生産性の向上を見込む3年間の事業計画（先端設備等導入計画という）を作成し、商工会や金融機関などの経営革新等支援機関[※]の確認を受けた上で、町の認定を受ける。（※当別町商工会、北海道銀行、北洋銀行、北海道信用金庫、富山会計事務所）
- ②取得しようとする設備の生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上し、かつ、一定の期間内に販売されたモデルであることの証明書を、設備メーカー等を通じて工業会から入手し、町の認定申請時に併せて提出する。

以上のことが必要です。制度の利用にあたっては細かな要件がありますので、事前にご相談ください。

3 当別町中小企業特別融資制度

本制度は、事業者の円滑な資金繰りを支援するための低利融資制度で、制度を利用される方には、融資時に発生する**信用保証料の全額と貸付に係る利子（最大85%）を町が助成**します。

平成13年に制度創設以降、多くの事業者が利用していますが、制度の利便性向上のため、平成30年4月に「**融資枠の拡充および貸付利率並びに利子補給率**」の見直しを行いました。なお、見直し後の貸付利率等は、今年4月以降に申し込みのあった融資に適用となります。

＜対象者・要件＞

- ・北海道信用保証協会の保証対象業種（製造業、運送業、建設業、卸売、小売業、サービス業など）であること。
- ・町内で事業を営む事業者、新たな事業展開を目指す事業者、新規創業者など。
- ・町税の滞納がないこと。

＜資金の種類＞

| 資金名 | 融資額（上限） | 返済期間 |
|--------|---------|------|
| 事業資金 | 1,000万円 | 7年以内 |
| 小口資金 | 500万円 | 5年以内 |
| 研究開発資金 | 700万円 | 7年以内 |
| 創業支援資金 | 700万円 | 7年以内 |

＜固定資産税の特例を受けるための要件について＞

先端設備等導入計画の町の認定を受けた中小企業のうち、次の要件を満たした場合に固定資産税の特例を受けることができます。

| | |
|-------|---|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額または出資の総額が1億円以下の法人 ・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 |
| 対象設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備（表1のとおり） |
| その他要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・一定の期間に販売されたモデルであること ・中古資産でないこと |

表1＜対象設備＞

| 設備の種類 | 用途または細目 | 最低価格 | 販売開始時期 |
|---------------------|-------------|---------|--------|
| 機械装置 | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具および検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物付属設備 [※] | 全て | 60万円以上 | 14年以内 |

※建物付属設備は、償却資産として課税されるものに限る。

＜貸付利率等＞

| 貸付期間 | 貸付利率 | 利子補給率（町） | 事業者負担分 |
|-----------|------|----------|--------|
| 3年以内 | 1.3% | 1.1% | 0.2% |
| 3年以上～5年以内 | 1.5% | 1.1% | 0.4% |
| 5年超 | 1.7% | 1.1% | 0.6% |

※貸付利率は、北海道の中小企業総合振興資金融資要領に基づく一般経営資金のうち、小規模企業貸付に係る利率（平成30年4月1日現在）を適用しています。

＜融資申込み先＞

町内の金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道信用金庫）

★制度に関する問合せ

制度を利用するには、細かな要件等がありますので、事前にご相談ください。

商工課商工係 ☎ 23 - 3129

